

平成31年4月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成31年4月23日(火)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成31年4月23日(火)
午後2時23分
- 3 招集の場所 ハピネスふくちやま(第1会議室)
- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 前田 剛
教育委員会事務局理事 森山 真
教育総務課長 牧 正博
教育総務課担当課長 貴田 直子
次長兼学校教育課長 崎山 正人
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一
学校教育課担当課長 土家 邦子
学校教育課総括指導主事 井上 雅道
学校給食センター所長 村瀬 勝子
生涯学習課長兼中央公民館長 八瀬 正雄
図書館長 浅田 久子
地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長
西村 正芳
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教育総務課長 牧 正博

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第1号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 自己紹介

4月1日付

(1) 人事異動に伴う教育委員会の新たな職員の紹介

4 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 教育委員会人事異動（課長级以上）

ア 教育部長	前田 剛（産業政策部次長兼産業観光課長）
イ 教育総務課長	牧 正博（市民総務部危機管理室次長）
ウ 学校教育課長	崎山 正人（次長兼生涯学習課長）
エ 教育企画担当課長	伊豆 英一（大正小学校教頭）
オ 図書館長兼中央公民館	浅田 久子（図書館長）
カ 生涯学習課長兼中央公民館長	八瀬 正雄 （生涯学習課長補佐兼社会教育係長）
キ 学校給食センター所長	村瀬 勝子（市民総務部保険年金課長）

1点目は、今、紹介がありましたとおりですが、図書館長については、「兼中央公民館」ということで、兼務で中央公民館職員としていますが、有事の際の対応等に当たるため、兼務としてお世話になります。したがって、生涯学習課長を、「兼中央公民館長」とし、八瀬課長が6階にということになります。

資料にはありませんが、事務局に初任者が1名配置されましたことと、他の部署から、4名の若い職員の異動がありました。

そういったことで、若い面々も4月から勤務についているということから、人材育成が強調されるわけですが、教育委員会事務局内においても、若い職員がおりますので、人材育成にきちんと取りかかるということで、お願いをしているところです。

(2) 本年度の方針・目標等

ア 運営方針

「四ゲン主義」 「現場」に出て「現物」と「現象」を見て
「原因」を分析し、その上で意思決定をする。

イ 目標

「人づくりによる まちづくり」「まちづくりは 人づくり」
～子どもの将来を見据えて、子どもたちが学びあい 家庭や地域が学びを支え
教師が学びを創り 市が学びを応援し 市の子どもは市で育て上げる。～
次代を担うべき子どもたちへの教育を最重要視する。

(ア) 教育指導の理念を確立する。

(イ) 立派な教師を育てる。

(ウ) よい環境をつくる。

ウ キーワード 「変化への対応」

エ 主な課題

(ア) 学習指導要領の改訂に向けて → 教科書採択、評価

(イ) 後期計画の仕上げ「保幼小中一貫・連携教育」

→ 学力、生徒指導、進路

「学校の適正規模・配置」

→ 教育の機会均等、安心・安全

(ウ) 働き方改革の取組 教育委員会としてできること

(しなければならないこと)

(エ) 危機意識（異変への気づき）と危機管理（危機にしない）

(オ) 人材育成 → 指導する人材を育てる。

2点目は、本年度の方針・目標等ということで、昨年度に引き続きということであり
ます。

運営方針については、「四ゲン主義」ということで、「現場」に出て、「現物」と「
現象」を見て、「原因」を分析し、その上で意思決定する。」ということで、この作
業を誤ると、方針計画そのものも誤るということですので、現状把握、分析を十分
にした中で方針決定をするという意味です。

教育委員会事務局については、学校現場に出向くということを中心にしたいところ
です。

目標については、昨年度と引き続きということで、3点ありますが、その根拠につ
いては、一つ目の「教育指導の理念を確立する。」ということですが、学習指導要領、
また幼稚園教育要領については、既に実施中ではありますが、その時期、主体的対話
と深い学びといったことですので、教育指導の理念を確立するということ。

二つ目の「立派な教師を育てる。」ということですが、福知山市立学校のみならず、
府内各学校、各地域においても、ベテラン組と若者組の二極化現象が非常に顕著で
あるということ。また、大量退職といったことから、40代の人材が非常に少ない
ということ。これは府内で共通の課題のようでもありますので、そういうことから、
後継ぎをしっかりとつくるということ。

三つ目の「よい環境をつくる。」ということですが、教育効果を高めるため、安心安
全を確保するため、教育の機会均等を図るため、物的・人的さまざまあるかと思
いますが、よい環境をつくるということで、この3点が当面の大きな目標です。

キーワードについては、学習指導要領が変わる。教科書が変わる。当然、評価も変
わり、新しい教科も出る。新しい力をつける。指導方法、手段も変わる。子ども
の状況、保護者、家庭の状況、社会の状況、全て変わる。こういう状況、流れの中、
「変化への対応」ということが、キーワードになるということですが、学校がど
うするのか、教育委員会がどうするのかといったことです。

主な課題については、課題はたくさんありますけれども、主な課題ということで、重複する部分があるかもわかりませんが、5点あげております。

1点目は、「学習指導要領の改訂に向けて」ですが、教科書採択の事務が始まってきます。来月末ごろに教科書の協議会、後で日程をお伝えさせていただきますが、その事務が始まるということです。先ほどもお伝えしましたが、通知表や要録等の評価が、変わるといったことです。

2点目は、「後期計画の仕上げ」ですが、10年の後半5年の後期プログラムが、平成32年末で終わりになりますが、そういう時期であり、仕上げのところになります。教育の内容的には、保・幼・小・中一貫連携教育、学力、生徒指導、進路を支点とします。複式学級の解消ということで、学校の適正規模・配置の実現の取り組みですが、まだ残っている学校、地域があるわけです。今の感触としては、恐らく平成32年度末までに完了ということにはなりません、適正規模・配置のルールに全ての学校が乗るだろうという予想です。また、全てが乗ったということになりましたら、会議の中で、御報告させていただいたり、それまでに御相談するかもわかりませんが、そういった状況にありますので、仕上げの段階になったということです。

3点目は、「働き方改革の取り組み」ですが、これについても、さまざま諮問したり、通知文が出てきたり、ガイドラインが出たり、方針が出たり、指針が出たり、さまざま出ていますが、結局、教育委員会は何をしなければならないのか、何ができるのかということを中心にきちんと整理する必要があります。

働き方改革の目的、ねらいは何か。結局、子どものために使う時間がないので、働き方改革をする。最終目標は教育の質を高める。あわせて教職員の健康管理といったことが、ねらいになります。

4点目は、「危機意識と危機管理」ですが、昨年度末、不祥事が非常に発生したということで、府内においても危機的な状況にあり、本市においても、非常に残念な事象がありました。そういうことから、危機意識と危機管理の問題、これは、校園長会議でも強くお願いしたいと思っています。危機意識は、異変への気づき。危機管理は、危機にしない。ということで、言い続けることが必要であると思っています。

5点目は、「人材育成」ですが、指導する人材を育てるということ。管理職については、若者を指導することは当然ですが、指導をする指導者についても、人材を育てるということが、第一となっています。教育委員会についても、そのところをしっかりとやっていくということです。

以上が主な課題ということでもあります。

(3)「変化」

ア 授業時数の見直しを求める（文部科学省）

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」

(ア) 各学校の指導体制を整えないまま、標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施を行うべきでない。

(イ) 文部科学省は学習指導要領で規定した標準授業時数を大幅に上回る学校に対し、年間授業計画の見直しを要請した。

授業計画の見直しを求める基準として、文部科学省は小学5年生で、「年間1,086時間未満」を例示している。

(ウ) さらに、災害やインフルエンザなどで標準時数を下回っても、学校教育法施行規則（第24条の2「授業時数」）に反するものではないと指摘した。

イ 「子ども子育て支援法」改正案 衆議院通過 4月9日

(ア) 今年10月から幼児教育・保育無償化の実施に向けて、支援法改正案が衆議院本会議で可決し、続いて参議院で審議される。

(イ) 可決すれば、3～5歳の幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育・企業主導型保育・幼稚園の預かり保育・基準を満たした認可外保育施設の使用料を、上限を設けて無償化する。

ウ 小中学生が長期休業中や休日に行う校外学習を「総合的な学習の時間」の授業時間として扱いができる。

(ア) 実社会とのつながりを意識した活動の充実や英語の教科化などで膨らんだ授業時数を抑えるねらい。

(イ) 授業として認めるためには、指導計画、授業時数、授業日数を定めること。

(ウ) 評価は、学習活動を子どもが記録するためにワークシートを使うこと。また、1単位時間でなく、年間、単元などの内容のまとまりを通して評価する。

(エ) 準備ができれば、本年度から実施できる。(文部科学省通知 発)

エ 各教科を専門教員が受け持つ教科担任制の小学校高学年へ導入推進、それに伴う免許制度の見直し(文部科学大臣から中教審への諮問 4月17日)

オ 平成31年度実施 京都府公立教員採用選考試験について

(ア) 採用予定人数 全350人

小130人 中90人 高70人 特支45人

養護15人 栄養若干

(イ) 一次・筆記 7月6日(土)

面接 7月13日(土)～15日(月・祝)

(ウ) 一次結果発表 8月5日(月)

(エ) 受験年齢制限 50歳未満 → 60歳未満

情熱を持った50歳代の人材を求む。

3点目は「変化」ということで、年度末から年度初めにかけて、さまざま新聞のニュースにも出ていると思いますが、1点目は、「授業時数の見直しを求める」という文部科学省からの新聞の記事です。

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」ということで、一つ目は、各学校の指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは、教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施を行うべきでない。

二つ目は、文部科学省は学習指導要領で規定した標準授業時数を大幅に上回る学校に対し、年間授業計画の見直しを要請した。授業計画の見直しを求める基準としては、文部科学省は小学5年生で、年間1,086時間未満を例示している。

三つ目は、災害やインフルエンザなどで標準時数を下回っても、学校教育法施行規則第24条の2、授業時数の条項に反するものではないと指摘したという新聞記事でした。

要は、働き方改革と言いながら、学校の授業時数をどんどん増やして、台風が来た、災害があった、インフルエンザが流行ったということで休業したら、時数が足らなくなる、だからあいているところに、授業を入れていくということをしてきたら、すごい数になるのですが、一つ基準としては、小学5年生で、年間1,086時間という基準を決め、それ以上したらいけないという指示です。

けれども、現実には、市立学校教育課程編成資料が出てきていますので、指導主事の先生にお願いし、見せてもらいましたが、はるかに1,086時間を突破していました。ということは、どうしたらよいのかということになるのですが、学校も臨時休業になったら困りますし、標準時数に足らないといけないということから、あの手この手で授業時数を増やしています。

これまでは、下回るといけないと言っていました、今回の新聞記事を見ますと、文部科学省は標準時数を下回ってもかまわないと言っています。

そうすると、どこまで下回ってもよいのかということもありますが、そのあたりのきちんとした整理がどこでどのようにされているのか、今の段階ではわかりません。この間、府の教育長会議がありましたので、質問をしましたが、非常に曖昧で、何を言っているのかよくわかりませんでした。ということで、最終、こうするというものは出ませんでした、文部科学省がそのように言っていますので、それらについては何らかまた返事があるだろうし、なければきちんと整理をしていかなければならないとは思っています。

参考までに、学校は、年間35週が標準時数の週の数になりますけれども、実際には42、3週ありますので、その差が余剰時間になるということで、標準時数プラス余剰の時数がある、実際の年間の時数になっています。そういったことで、1,086時間を上回って計画をしているのが現状です。

2点目は、「子ども子育て支援法改正案」ということで、4月9日に衆議院を通過しました。今年10月から幼児教育・保育無償化の実施に向けて、支援法改正案が衆議院本会議で可決し、続いて参議院で審議されます。可決すれば、3歳から5歳の幼稚園、保育所の使用料について、上限を設けて無償化するということが、国会で通過し、決まっています。

これはこれでよいのですが、もっと大事なことが、もう一方ではあります。それは何かと申したら、幼児教育が非常に重要視される中で、幼児教育の質の向上なしでは、無償化になっても、大事なことであると思います。あわせて、教育の質の向上をさせるための人材確保については、今、保育士が足りないということで、本当に大きな課題だと聞いていますが、そういうことからいいますと、人材確保、また人材育成について、非常に大事な課題だということが、ニュースを見て感じました。

3点目は、「小中学生が長期休業中や休日に行う校外学習を「総合的な学習の時間」の授業時間として扱いができる」ということですが、総授業時数の4分の1程度ということになっています。

どんなことかといいますと、一つ目は、実社会とのつながりを意識した活動の充実や、英語の教科化などで膨らんだ授業時数を抑えるねらいがあるのではないかと思います。

二つ目は、授業として認めるためには、指導計画、授業時数、授業日数をきちんと定めるということです。

三つ目は、評価については、学習活動を子どもが記録するためにワークシートを使うこと、また、1単位時間ごとの評価ではなく、年間や単元などの内容のまとまりを通して評価するということです。

四つ目は、準備ができている学校は、本年度から実施可だということが、文部科学省から通知が出るということです。

これは、総合的な学習の時間の時数の4分の1ということですから、約20時間ですが、土曜日、日曜日、祝日、また長期休業中に、校外学習で地域に出かけ、見学したり、体験したりを総合的な学習の時間に位置づけてやっている何時間かは、休み中であっても総合的な学習の時間の時数にカウントしてもよいということです。

4点目は、「各教科を専門教員が受け持つ教科担任制の小学校高学年への導入推進、それに伴う免許制度の見直し」ということで、これが文部科学大臣から中教審へ4月17日に諮問されました。その答えは、その方向に出てくるだろうとは思いますが、小学校高学年の英語やプログラミング、また実技系や理科、そういった教科の部分での教科専門の認定、中学校と同じような形になるという方向のようです。

5点目は、「平成31年度実施 京都府公立教員採用試験」の要綱が出ましたが、採

用予定人数については、増えていますが、受験年齢制限が50歳未満であったのが、60歳未満に引き上がっています。60歳未満といいましたら、採用しましても、初任者が58歳ということもないではないということで、情熱を持った50歳代の人材を求めるという要綱が出ています。実際に受験はされる方があるかはわかりませんが、そのようなことです。

これについては、現場は57歳の初任者を受けたら大変ではないか、なぜこのようなことするのかと府に質問しましたら、一つは人材確保、もう一つは専門性を高めるという理由でした。確かにそうかもしれませんが、年齢制限が60歳未満に引き上げられ、7月6日から筆記試験が始まるということです。

(4)「チャレンジデー2019」に福知山市も参加（別紙）

4点目は、チャレンジデー2019に福知山市も参加ということで、別紙として資料をつけております。

チャレンジデーとは何かといいますと、チャレンジデーの概要にありますとおり、毎年5月の最終水曜日に、世界中で開催される住民参加型のスポーツイベントということです。1日15分以上、運動やスポーツを行った住民の参加率を競うもので、福知山市は、人口規模が同じぐらいの都市ということで、平成31年1月現在、人口8万9,020人の岐阜県関市と対戦することになります。

関市は、チャレンジが3回目のようですが、前回の記録は52%ということです。午前零時から午後9時までの間に、福知山市にいる全ての人に参加できますので、他市から仕事で福知山市に勤務している人、大学生や高校生、福知山市に住んでいなくても、その時間、福知山市にいる全ての人で、スポーツを行なった人数を競うというものです。市立学校もこの中に含むということで、学校から報告が上がってくるということですが、児童生徒の一人一人に確認することは、かないませんので、当日、欠席している子を除いて、出席人数について、学校まで歩いてきたり、朝、ランニングをしたりしていますので、出席人数を報告、カウントしてもらうことにしています。

府内で実施されるのは、福知山市と京丹後市、近隣市では豊岡市です。過去には、綾部市が参加されたそうです。そういうことで、取り組みが行われます。

規約や実行委員会の名簿をつけておりますが、大橋市長が会長、スポーツ協会会長と観光協会会長の2人が副会長です。スポーツ協会とは、体育協会が名称変更した団体です。幹事としては、市の老人クラブ連合会会長と、連合婦人会会長が役員に選ばれました。

また、市役所からの回覧や広報など、これからさらに展開されるのではないかと思います。

以上4点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

倉橋委員 間接的なかわりだと思いつつ質問をするのですが、3月の人事のとき、まだ埋まらないという話を聞いたと思います。先ほど教育長から、4月、順調にスタートを切ったと報告がありましたが、十分埋まったのだろうと思いつつ、4月に入ってから、まだ埋まらないという話を耳にしましたので、現実にも含めて順調にスタートしているのかを聞かせていただきたい。

森山理事 御心配をおかけしましたが、定数分の教職員については、ほぼ埋まりました。ほぼというのは、栄養教諭1名だけ残しまして、ほかは全部一応埋まりましたので、定数は全部確保できております。ただ、給食センターの栄養教諭は、3名配置できるのですが、1名がまだ

埋まっておりますので、そこだけが残っております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

5 議事

(1) 議第1号 (福知山市指定文化財の指定について)
端野教育長 「福知山市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

西村地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長

この4月1日の人事異動で、地域振興部文化・スポーツ振興課文化振興担当課長を拝命しました西村正芳と申します。よろしく申し上げます。

松本地域振興部文化・スポーツ振興課長補佐兼文化財保護係長

引き続き、文化・スポーツ振興課において、文化財を担当しております松本です。よろしく申し上げます。

西村地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長 ～資料に基づき説明～

議第1号「福知山市指定文化財の指定について」御説明いたします。資料につきましては、会議案2ページから13ページまでとなります。

内容につきましては、4ページの資料、平成31年3月26日の文化財保護審議会によりまして、決議第1号ということで、指定文化財の指定建議がされました。

3ページで、文化財保護審議会委員長から教育長に建議をお受けいただくということになっております。

内容につきましては、4ページに戻っていただきまして、彫刻部門で3件お願いをしたいと思います。

1件目は、木造薬師如来坐像、所在地は福知山市字大呂1474、所有者は天寧寺代表役員様、員数は1件です。

2件目、木造阿弥陀如来坐像、3件目、木造聖観音菩薩立像につきましても、種別、所在地、所有者等は1件目と同じでございます。

3件とも天寧寺様の御所属ということで、内容につきましては、5ページ以降に資料をつけております。

5ページは、木造薬師如来坐像の申請書、6ページは、木造薬師如来坐像の写真を準備しております。少し大きなカラー写真を準備させていただいているのですが、この木造薬師如来坐像につきまして、詳細の説明については7ページを御覧ください。

木造薬師如来坐像につきましては、天寧寺薬師堂に秘仏本尊としてまつられております。全体的に荒々しい作風となっております、表現については、こちらに記載してあるとおりでございますけれども、これらの仏像の特徴としまして、市指定文化財であります福知山市最古の木彫仏である9世紀の長安寺薬師如来立像に近い一方で、細身の体部や腰高である点、衣のひだの表現が翻波式衣文となっていない、

大きいひだと小さいひだを交互に表した形が翻波式になるのですが、そのあたりの制作が異なっておりますので、長安寺像を手本にしまして、少し遅れて制作されたものと考えられております。制作時期は、これらの特徴から平安時代と推定をされております。

8ページは、木造阿弥陀如来坐像の申請書、9ページは、木造阿弥陀如来坐像の写真を準備しております。

この木造阿弥陀如来坐像につきまして、詳細の説明については10ページを御覧ください。

木造阿弥陀如来坐像につきましては、天寧寺の研修道場に安置されております。保存状態は良好とは言えないところがありますが、この像につきましては、はぎ目、継ぎ目のところの遊離が見られたり、部材が分離する状態で、現在保存がされています。

分離をするということで、通常では見ることができない部分の確認が、今回できました。特に、本体と左体側部を接合するために、像内に穴を穿った小突起が設けられている点、もう一つは、本体部と右肩の接合部分において、背面で互いに相かぎ状に切り込みをつくって合わせている点等が、分離されることによって、確認できた注目されるべき技法でございます。

全体の像容としましては、頭体のバランスが非常にとれているというところと、細かく彫られました螺髪や瞑想する静かな表情、流麗で柔らかな衣文線などが見られ、このような表現から、平安時代に京都で制作された仏像であると考えられます。

11ページは、木造聖観音菩薩立像の申請書、12ページは、木造聖観音菩薩立像の写真を準備しております。

この木造聖観音菩薩立像につきまして、詳細の説明については13ページを御覧ください。

木造聖観音菩薩立像につきましては、天寧寺の研修道場に設けられております須弥壇上の厨子内に安置されています。腰を左にひねり、右膝を曲げて足先を前に出す姿をしておりまして、腹部から背面にかけてふっくらとした肉づきが見られるところから、平安時代12世紀の京都での作風をよく示しております。

2件目の木造阿弥陀如来坐像と比較をしますと、面長な顔立ち、目・鼻・耳の形、三道相の間隔、衣文線など、似たところが見られます。このことから、二つの仏像については、同じ工房で同じ時期に制作されたものと考えられます。

この3件が指定されますと、市指定文化財の総件数は、合計で145件となります。

市指定文化財の彫刻件数は39件、市内の指定文化財の総件数は計240件となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

文化財保護審議会の11名の専門家の先生方が建議をされておりますし、また、学芸員の職員さんが適当と思われていますので、私はこの建議について、何も申すところはないですけれども、少しわからないので教えてください。

国の文化財といいましたら、府の文化財から吸い上げられて、上に上がっていく、府の文化財は市の文化財がランクアップして、府になるといった、文化財の成り立ちがあるだろうと、私は思っているのですが、市の文化財指定の文化財の下に、市の重要資料というのがあります。この順番が正しければ、市の重要資料の中から指定に上がっていくだろうと思っていたのですが、今回の天寧寺さんの彫刻の3体については、市の重要資料として、リストにありませんでしたが、今回、指定で上がってきていますので、それがなぜかということをお教えいただきたいのが1点。

今回、天寧寺さん所有の3体でしたけれども、市には、建造物や絵画や古文書や芸術など、15種類ぐらいあったと思いますが、文化財保護審議会の中で、彫刻に固まって同所有者で上がってきていることについて、議題になったのか、それとも所有者が同じなので、一気にやっつけてしまおうということになったのかをお教えください。

西村地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長

最初の御質問は、市の重要資料から段階的に上がっていくのではないかと御質問でしたけれども、今回指定します案件3件につきましては、平成27年度に把握調査をしております、それまでは確認ができていない資料でした。平成30年度に詳細調査を行いまして、資料的に十分な価値を持つものということが判明しまして、市の重要資料に指定をする前に、市指定案件にふさわしいということで、今回、市の重要資料は飛び越す形で申請し、建議していただいたということになります。

市の重要資料は、市の指定に準ずるものという位置づけをしております。調査された資料が、直接京都府の指定に一気にいくという場合もございますし、必ずしも、段階的に上がっていくものではないというところと考えております。

2点目の同じところから3件の指定をとということですが、この3件につきましては、先ほど申しましたとおり、平成27年、30年の2か年の調査で、専門の先生の御調査により、資料的価値が判明したということから、3件まとめて指定するのがふさわしいと判断され、今回、建議をお願いしたということになります。

和田委員

今回、この3体の彫刻について指定をされるということで、今日、写真を見せていただきましたが、1体は彩色がされていますし、ほかの2体は漆箔が塗られています。説明いただきました最後の立像については、少し亀裂が入っていますが、その彩色や漆箔の修繕、修復がすぐに必要になってくるということですか。

西村地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長

今回、3件のうち、木造薬師如来坐像と木造聖観音菩薩立像の2点につきましては、今のところは、特に修理の必要はないと評価をいただいております。

2番目に説明させていただきました木造阿弥陀如来坐像につきましては、資料にもありますように、分離をした状態というところもありますので、修理の必要はあるかと認識はしておりますけれども、今後、所有者の御意向も踏まえながら、府の補助、市の補助の関係

もごございますので、相談には乗っていきたいと考えております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

倉橋委員 指定にかかっては、特に何もありません。保存の場所が書いてありましたが、我々が行ったときに、拝観できるのか、全く拝観できないのか、現実にその辺はどういった形になるのですか。

松本地域振興部文化・スポーツ振興課長補佐兼文化財保護係長

これは所有者さんの御意向次第のところがございます、何分、お堂の中に入っていますので、指定文化財を公開していただくよう、お願いはしていきたいとは思いますが、その辺は要相談というところになります。

木造薬師如来坐像につきましては、25年に1回ということがございます。前回は平成29年4月に御開帳されているということがございますので、次は2042年、令和24年になるということがございます。写真は公開しても問題ないということですので、その辺は御理解をいただきたいと思っておりますし、ほかの2体につきましても、研修道場の中にありますので、何かの機会に研修道場に入られたときに、見られる場合もあるかもしれません。それもあくまでも所有者さんがどう判断されるかということもありますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第1号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

6 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.1 河川愛護に関する作文募集

No.2 第63回西日本銃剣道選手権大会

No.3 みわこどもまつり

No.4 第56回道徳教育研究会 京都北部会場

No.5 第69回福知山市クラブ対抗陸上競技大会

No.6 第70回福知山市陸上競技選手権大会

No.7 第44回京都府少年剣道錬成中丹地区福知山大会

No.8 福知山かるたF r i e n d s

No.9 2019京都サンガF. C. ホームゲーム小中高生招待事業

- 端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。
- 和田委員 No.9の京都サンガF. C. ホームゲーム小中高生招待事業についてですが、決して、後援承認が不適當とは言いませんが、後援依頼書8番にあります後援を依頼する理由が、案内チラシの配布をするためとあります。
教育委員会事務局にあります、学校ポストを使いたいというようにしか、私には読み取れませんでしたので、依頼書をよく見て、内容を確認していただき、受け取っていただきたいと思います。
- 前田部長 先ほど、委員さんがおっしゃられましたように、今後は、後援依頼書をきっちり確認し、特に後援依頼理由については、きっちりと確認させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。
- 塩見委員 1番から9番まで、後援承認につきましては、異議はありません。お尋ねをします。1番の河川愛護に関する作文募集ですが、3回目の後援とあります。過去、小中学校からの作文応募の実績はどのような状況でしたでしょうか。
- 崎山次長兼学校教育課長 平成29年度の資料ですけれども、127点ということで、聞いております。惇明小学校、昭和小学校、大正小学校、細見小学校から応募いただいております。
資料の持ち合わせがありませんので、詳細をお伝えできませんが、100点から200点ぐらいの応募をいただいたのではないかと考えております。
- 塩見委員 大規模校といいますか、児童数が多い学校と、細見小学校から120数点の応募があったということでしょうか。
- 崎山次長兼学校教育課長 そのとおりです。審査結果しか見ていないのですが、団体さんがされていますので、詳細を承っていない分もあります。堤防愛護会の主催でありますので、恐らく、由良川流域の惇明小学校、昭和小学校、大正小学校の関係の深い小学校高学年の方を中心に応募いただいたと考えております。
- 端野教育長 他に御質問はありますか。
- 全委員 特になし。
- 端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

7 閉会

端野教育長が閉会を宣言。